

## 不動産鑑定業者（青森県知事登録）の廃業等の届出

【手続対象者】 青森県知事登録の不動産鑑定業者で、不動産鑑定業を廃止する者  
 （不動産鑑定業の廃止、死亡、法人の解散等）

【提出時期】 その日（死亡の場合、その事実を知った日）から 30 日以内

【手数料】 なし

【提出部数】 正本 1 部

	手続内容	届出者	廃業届	備考
1	不動産鑑定業を廃止したとき	不動産鑑定業者であった個人、または不動産鑑定業者であった法人を代表する役員	○	廃業等の理由により、証する書面（登記事項証明書等）の添付が必要になる場合があります。
2	個人業の代表者が死亡したとき	相続人		
3	法人が破産により解散したとき	破産管財人		
5	法人が合併により解散したとき	法人を代表する役員であった者		
6	法人が破産または合併以外の理由により解散したとき	清算人		
7	法第 25 条第 1 号～第 3 号、第 6 号または第 7 号に該当するに至ったとき	不動産鑑定業者		